

<修正案> ※赤字箇所を追記

(本文2頁目)

第1の2 (1) 悪質事業者の市場からの排除と被害救済の実効性確保

- 悪質事業者の市場からの排除について、悪質事業者にはソフトローによる対応のみでは実効性を欠くことを踏まえ、関係行政機関は、ハードロー等あらゆる方策を用いて取り組む責務があり、**業態別規制の平準化や届出制の導入等による事業者情報の把握等様々な観点から**規律や仕組みの整備及び執行強化を図るべきである。

<理由>

ハードローによる悪質事業者への対策を検討するに当たっては、現在の消費者行政法の根本的な見直しを視野に入れる必要がある。とりわけ、消費者行政法の中心的役割を担う特商法が、業態別の規制に分立して概観性が低くなり、また類似の悪質な行為に対して業態の微妙な違いによって対応方法が異なるという消費者にとっても事業者にとってもわかりにくい状況が存続している点は早期に改善する必要がある。具体的には、短期的には業態別規制の平準化を図り、中期的には業態の大括り化、さらには業態別ではない一般ルールの構築へと舵を切るべきである。さらに、不適切な取引を行っている事業者に対する不利益処分を中心とする特商法等の消費者行政法は、事業者を把握する契機を欠いているため、対応が後手に回りやすく、執行面の強化には限界がある。そこで、少なくとも事業開始時に届出義務を課すことで、事業者の情報を行政機関が把握しやすくし、その後の法執行の実効性を高める工夫をすべきである。